

第 2 0 号議案

中野区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

精神障害に係る障害等級 1 級に該当する者について、障害者福祉手当 (第二種手当) の支給対象とするに当たり、支給要件の規定を改める必要がある。

中野区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

中野区障害者福祉手当条例（昭和49年中野区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級のうち、1級であること。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。